

第4期愛知県障害福祉計画に対する 意見の概要

ページ	章	意見の概要	意見	第4期愛知県障害福祉計画に向けた方向性
2	2章	障害のある人に関する権利条約第19条に記載のある、障害のある人が、「他の者と平等の選択の機会をもって」、「地域社会に完全に包容され、及び参加すること」の実現を基本理念とし、(・・・)などを基本理念に入れてはどうか？	委員意見照会 (H26.10) 第2回愛知県障害者施策審議会 (H26.12.22)	<u>他の者と平等の選択の機会をもって、地域社会に完全に包容され</u> 多様な福祉サービスを活用しながら自立した生活を営み、様々な形で社会参加や自己実現を図るに当たっての支援策をまとめたものです。 下線部分を基本理念に加えます。
17	4章	福祉施設入所者の地域生活への移行や福祉施設からの一般就労への移行などに、精神科病院入院者とか、精神科病院などと記載を修正していただきたい。	委員意見照会 (H26.10)	成果目標の設定と取組施策の4章の説明の部分に、 <u>入院中の精神障害者の地域生活への移行、地域生活支援拠点等の整備</u> についてを記載いたします。
19	4章	福祉施設の施設入所者の地域生活への移行において、平成26年度末において数値が達成されないと見込まれる場合は、当該未達成の割合を平成29年度末における目標値に加えた割合以上を目標値として設定する設置する」の記述がわかりづらい。	委員意見照会 (H26.10)	第3期障害福祉計画目標数値30%のうち達成見込みが13.3%、未達成見込みが16.7%であるので、その旨を記載します。
19	4章	28.7%という数値は第3期数値よりも低い、「地域移行の推進」という基本理念と矛盾するのではないか。	委員意見照会 (H26.10)	第3期計画は平成17年10月1日を基準日として、平成26年度末までにおける地域移行者の数を目標しており、今回は平成25年度末日を入所者の基準日として、平成29年度末日までの地域移行者数を目標値としており、期間についても短くなっております。

ページ	章	意見の概要	意見	第4期愛知県障害福祉計画に向けた方向性
20	4章	<p>昨年度、50人から40人に入所施設定員を削減した。報酬単価は40人以下、41人以上60人以下、61人以上80人以下、81人以上で単価に設定があり、小規模なほど高い設定になっている。</p> <p>40人の定員にした結果、運営収支的にはかわらず、さらにグループホームに移行させて、グループホームも運営していれば、その報酬もえることができる。</p> <p>そういった、定員の区分ごとに報酬に差があることを提示して、周知していくとよい。</p>	第1回WG (H26.7.10)	<p>報酬単価については、小規模にしてよりきめ細かなサービスを提供する定員数の少ない区分に対し単価を高く設定している。</p> <p>入所施設において、定員数の区分により報酬単価の違いがあることを示して、運営面での収入の報酬単価については、40人以下である等の、小規模な定員の入所施設の方が報酬単価が高いことを計画にも示して、入所者の削減、地域移行の推進につなげていくように取り組む。</p> <p>平成27年度に行われる報酬改定等についても、事業所への指導の場などでご説明し、定員数の区分により報酬単価に差があることも説明していく。</p>
21	4章	<p>グループホームの拡充はもちろん必要であるが、家賃負担が比較的少なく、良質な住宅を提供している公営住宅についても、グループホームとしてのみではなく、単身居住者向けとしても整備していく必要ことも考えていくことが必要ではないか。</p>	委員意見照会 (H26.10)	<p>グループホームなどの障害福祉サービスとは違う、住まいの場である、公営住宅の単身居住者向けの整備につきましては、今後、関係部局課、市町村と連携を取ってまいりたいと考えますが、第4期計画においては、公営住宅等や既存の住宅を活用する等の、障害福祉サービスのグループホームの整備促進支援に取り組みます。</p>
21	4章	<p>聴覚者専用のグループホームが整備されるよう配慮されたい。</p>	委員意見照会 (H26.10)	<p>フラッシュランプや電光文字掲示等、視覚的な情報設備を備えたグループホームの整備については、今後の検討としてまいりたい。</p>
21	4章	<p>グループホームへ移った後の支援</p>	第1回愛知県障害者施策審議会 (H26.7.31)	<p>福祉型のショートステイにおいても、医療の必要な方の受け入れを行っていくよう、引き続き推進していく。</p>

ページ	章	意見の概要	意見	第4期愛知県障害福祉計画に向けた方向性
21	4章	グループホームからさらに移行する人の支援方策について サテライト事業についての記載について	第1回愛知県障害者施策審議会 (H26.7.31) 第2回愛知県障害者施策審議会 (H26.12.22)	グループホームの新たな支援形態の一つとして創設された本体住居との連携を前提としたサテライト型住居の設置について、運営事業者に働きかけていきます。 (サテライト事業：1人で暮らしたいというニーズに応じて、早期に単身生活の見込まれる者が、本体グループホームの近くで暮らし、食事や余暇活動等は本体のグループホームに参加する。)
21	4章	公営住宅の活用について	第1回愛知県障害者施策審議会 (H26.7.31)	公営住宅の活用については、「グループホーム事業に関する普通県営住宅使用許可事務取扱要領」に基づく「事前調整」制度の積極的な活用を推進していく。
21～22 41	4章 5章	「医療型障害児入所施設」の整備目標の病床数が示されているのは、共生する地域社会を基本理念とし、地域生活への移行を推進する、計画の基本理念と矛盾するのではないか。	委員意見照会 (H26.10)	重症心身障害児者を対象とする医療型障害児入所施設は、計画上地域生活移行の対象者とはしておりません。 重症心身障害児者の7割から8割の方が在宅において生活をされており、今後、家族の高齢化が進んでいる状況を踏まえ、身近な地域に施設を設け、適切な医療と介護を提供できる体制を整え、今後、整備予定の重症心身障害児者の施設において、「ショートステイ（短期入所）」や「日中一時預かり」などのサービス提供を実施していく予定です。
22	4章	地域移行支援、地域定着支援の推進	第1回愛知県障害者施策審議会 (H26.7.31)	地域アドバイザーを通じて、圏域の課題を取り上げ、県自立支援協議会で、協議していく。

ページ	章	意見の概要	意見	第4期愛知県障害福祉計画に向けた方向性
24 26	4章	<p>「入院中の精神障害者の地域生活への移行」の（１）の過去の計画評価のところ、地域生活移行の状況がみえてこない。</p> <p>（２）の目標値の設定で率の設定のみになっていて、平成22年332人の移行と示していたような明快さが無い。</p> <p>（３）目標達成のために求められている具体的な施策がなく、（４）これなら改善されるだろうという具体的な内容に乏しい。</p>	委員意見照会 (H26. 10)	<p>第3期愛知県障害福祉計画の目標、平成26年度における、平均退院率76%に対する評価を行っています。</p> <p>保健所が医療と福祉を結びつけるコーディネーターの役割を果たしつつ、指定相談支援事業者や精神科病院ケースワーカーと連携しながら、地域生活移行の支援や相談支援を行い、入院中の精神障害のある人がスムーズに地域生活移行に取り組めるよう支援していきます。</p>
27 35	4章	精神障害者が就職の面接において、病気を伝えるか否かのオープン、クローズの問題がある。	委員意見照会 (H26. 10)	<p>こころの健康フェスティバルを開催するなど、今後も正しい理解が広まるよう、努めてまいります</p> <p>また、健康福祉部と産業労働部や国機関の愛知労働局と連携を強化して障害のある人やその家族に対し、適切な情報提供を進めます。</p>
27	4章	<p>精神の入院患者の退院は、本人の意向及び家族の意向もよく勘案して、地域で安全に暮らしていけることができるようにすべきである。</p> <p>退院して家庭に戻ると、親などの家族への負担があることもある。</p> <p>入院患者の意向の確認をしてはどうか？</p>	第1回WG (H26. 7. 10)	<p>地域で安心して継続して住むことのできるように、グループホームの整備・促進に取り組む。</p> <p>長期に入院している方の調査については、相当数あり、困難。県保健所が、病院や相談支援事業所と調整や相談などを行ったり、市町村との連携についても取り組んでいく。</p>

ページ	章	意見の概要	意見	第4期愛知県障害福祉計画に向けた方向性
29	4章	地域生活支援拠点の整備を進めるにあたり、障害当事者の意見を聞いて進めてください。	第3回WG (H26.12.12) 第2回WG (H26.9.26)	地域生活支援拠点の整備に取り組むにあたっては、各地域の個別の状況に応じ、どのような機能をどのように付加して整備していくか、取り組みをはかるにあたって、市町村に働きかけていきます。
29	4章	地域生活支援拠点における、居住支援機能は、小規模入所、グループホーム、障害者支援施設のどれかの決まりはありますか？ 施設整備の補助金については？	第3回WG (H26.12.12)	地域の実情に応じて、どういう機能にいくか、居住支援機能も踏まえて、各自治体検討していくこととされています。 国施設整備補助制度で、優先的に採択されるとされていますが、施設整備補助については、定員数を減らして、小規模化することが今までと同じで必要ということは国の情報です。
29	4章	地域生活移行を進めるために、ショートステイの機会を増やして体験していく必要があると思います。 施設の空床利用だけではショートステイを利用できない人が多いです。 地域生活支援拠点では、短期入所も受けていくのか具体的な方策を教えてください。	委員意見照会 (H26.10)	今後、地域生活支援拠点の整備に向けて各自治体、各地域において取り組みを進めていくにあたり、短期入所(ショートステイ)を進めて、地域生活支援をはかることも大切であると考えますので、自治体の取り組みを圏域会議などにおいて、支援してまいりたいと考えます。
29	4章	地域生活支援拠点等の整備では、「機能」を独立させてはっきりさせる必要がある。 地域生活を始めた精神障害者が再発して、緊急介入は必要な場合、対応してくれるのかどうか、期待していいかわからない。 何をどこまでするか。	委員意見照会 (H26.10)	地域レベルでの取り組みを基礎とし、どのような機能をどれだけ整備していくかについて、個別の状況に応じ、協議会などの場を用いて関係機関等が参画して検討するとされています。 緊急時の受入体制の確保を行う機能も求められており、地域での体制づくりが求められています。 今後、地域でそうした体制整備がされていくよう、整備について働きかけていきます。

ページ	章	意見の概要	意見	第4期愛知県障害福祉計画に向けた方向性
29	4章	地域生活支援拠点の整備で、具体的ないい事例は？	第2回WG (H26.9.26)	国の説明では、それぞれの地域、自治体で、置かれている状況が違うため、それぞれで考えて必要な整備をするようにとのことであり、圏域会議等を通じて、それぞれの状況に対応した、自治体の取り組みを支援してまいります。
35	4章	ジョブコーチ制度が始まって10年以上経つが、少ないのではないか。	第2回WG (H26.9.26)	ジョブコーチ数にも影響するので、ジョブコーチの推進について、労働局にも要望し、連携して取り組んでいきます。
35	4章	就労後の定着支援について	第1回愛知県障害者施策審議会 (H26.7.31)	定着支援については大切であり、就労移行の推進を図るためにも、障害者就業・生活支援センター等、労働関係部局とも連携をし、推進していく
35	4章	<p>障害者が一般就労しても、回転ドアのようにすぐに退職していたりしては、意味がない。 定着のことについては、必要ではないか。</p> <p>採用する企業の側からすると、採用後のアフターフォローについて、重要に考えている。 アフターフォローがあるから、障害者の就職が進むという面があるので、 就職後の支援も大切である。</p>	第1回WG (H26.7.10)	<p>障害者の定着の状況については、就労移行支援事業所から一般就労された方の離職状況について、昨年度、調査を行い、第2回障害者施策審議会に報告している。</p> <p>障害のある方の定着状況は、就労してから年数を経る（業務に慣れる）にしたがって、離職をされる方の割合が減少しており、特別支援学校高等部を卒業して一般就労された方の離職率よりは高いが、大学や高校を卒業して就職された方の離職率とはあまり違いがなく、3年経過時点では3割弱の離職率である。</p> <p>障害者の方の就労後の定着率は、一般の新卒者と定着率は同じぐらいで、一般の方に比べ高いという状況ではないが、障害者が就労して、その後、継続して就労に従事していくために、定着支援については大切であり、就労移行の推進を図るためにも、障害者就業・生活支援センター等とも連携をし、定着支援についても今後の方向性にいれ、推進していく。</p>

ページ	章	意見の概要	意見	第4期愛知県障害福祉計画に向けた方向性
36	4章	障害者優先調達推進法に基づく調達実績で、近県と差があるのは？	第2回WG (H26.9.26)	今後も、全庁あげて、調達に取り組みますが、大きな役務の契約に対応できるかどうかで大きく実績に影響する面はあります。
36	4章	障害就労系事業所等においても、100円均一ショップなどに負けない良い製品をつくる必要がある。	第2回WG (H26.9.26)	就労意欲の向上や、技術を高める取り組みを推進してまいります。
42	5章	コロニーはるひ台学園は愛知県に暮らす強度行動障害児の療育及びショートステイ機関として最後の砦的な役割を担っています。 今後とも発達と地域生活を支えるセーフティネット的役割を担う施設として、県の責任で存続・発展させることが必要です。	委員意見照会 (H26.10)	はるひ台学園は、再編整備に伴い、障害児の短期の入所支援(37人)を中心に行う施設に整備します。
42	5章	「重心療育ネットワーク」及び「発達障害医療ネットワーク」の構築 両障害のある人の生涯にわたる発達及び心身の健康を支える全県的保健 医療システムを、療育医療総合センター(仮称)を中心として整備することが必要です。 その具体的計画を明らかにすべきです。	委員意見照会 (H26.10)	「医療療育総合センター(仮称)」を中心に、地域の関係機関相互の連携を進めていくための「重心療育ネットワーク」及び「発達障害医療ネットワーク」の構築を進めます。

ページ	章	意見の概要	意見	第4期愛知県障害福祉計画に向けた方向性
43	5章	<p>コロニー中央病院は、障害者の拠点施設として入院、手術など当事者が安心して治療等を受けることができるようお願いします。</p> <p>発達障害のネットワークを精神科以外の診療科目にも広げていただきたいので、県内どこでも、安心して医療を受けることができるようお願いします。</p>	<p>委員意見照会 (H26. 10)</p>	<p>「医療療育総合センター（仮称）」を地域生活を営む障害のある人たちを総合的に支援する医療及び療育の拠点施設に再編整備します。</p> <p>発達障害医療ネットワークについて、構築を進めます。</p>
44	6章	<p>就労継続支援事業B型などで、聴覚障害者が利用するにあたり、コミュニケーションに対応できる事業所が少ないので、聴覚障害に対応して、少人数で行おうとすると、運営面で難しいので、少人数でもできるような体制にしてほしい。</p>	<p>第3回WG (H26. 12. 12)</p>	<p>サービス報酬単価は国の設定で決められている。 少人数では運営が厳しい面はある。</p> <p>3年に1回サービス報酬改定は行われるが、サービス報酬の件については、これまでも国に要請を行っており、今後も適正なサービス報酬の実現に向け要請してまいります。</p> <p>各障害の特性を正しく理解し、できるだけ多くの障害に対応できる事業所とすることが求められます。</p>
44	6章	<p>市役所に行くのに通訳の予約必要 事業所に通訳いけばいつでもいける。 全国的にもまだいい事例はなく、聴覚団体が事業所を設立している。</p>	<p>第2回WG (H26. 9. 26)</p>	<p>障害福祉サービス事業への参入を働きかけ、各障害の特性を正しく理解し、できるだけ多くの障害に対応できる事業所とすることが求められます。</p>
58 12	6章 3章	<p>圏域別手帳所持者数などについて 県平均、全国との相対化、類似県比較などをするとわかりやすくなる。</p>	<p>第3回WG (H26. 12. 12)</p>	<p>都道府県別サービス利用者数 近県類似県手帳所持者数</p>

ページ	章	意見の概要	意見	第4期愛知県障害福祉計画に向けた方向性
64	6章	<p>難病の谷間を埋める具体的施策が必要だと思います。 患者数について、各疾患の人口に対する推定患者数を出しているのので、それを地域の人口にあてはめればよい。</p>	<p>委員意見照会 (H26. 10)</p>	<p>27年の1月に153疾病に拡大し、今後、夏にも第2次の範囲拡大が予定され、障害福祉サービス対象の難病の種類も増加していきますので、各自治体と協力して、サービス利用について周知を図っていききたい。</p>
35	4章	<p>難病であっても適切な配慮があれば働ける人も多い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通院・治療についての配慮 ・適切な休憩を取るなどの配慮 ・能力が発揮できる配慮や仕事の進め方についての配慮 ・障害状況に応じた設備改善 ・病気・障害への正しい理解 <p>上記を進めるといふ具体的記述をもちこんだ方がよいのでは。</p> <p>「難治性疾患雇用開発助成金の利用者について」 病名公表が利用の前提なので、普及していないということはないのか。</p> <p>難病が障害者総合支援法の対象になったこの機会に、 難病の相談の実態を県として把握する取り組みをしたらどうか。</p> <p>医療に限らない生活全般の相談できる場所を確保する。</p> <p>サービス利用が必要なのに制度的にあてはまらないようなケースを炙り出す取り組みをしてほしい。</p> <p>医療の対象として疾患名をあげて診断すること、福祉サービスの対象となる障害状態をアセスメントすることは同じではないはずである。</p>		<p>難病についての雇用対策については、他の障害とも同様に、労働関係部局、国の労働局、ハローワーク等と連携を取ってまいります。</p> <p>「難治性疾患雇用開発助成金」支給決定件数は、平成25年度9件という状況にあります。</p> <p>雇用に関する周知・啓発などの企業に対する働きかけもセミナーの開催などを進めます。</p> <p>愛知県難病団体連合会との会合には、障害福祉課からも参加して、意見交換を行っています。</p> <p>今後も、健康対策課や愛知県難病相談センターと連携して、サービス利用の状況等について、今後も、愛知県難病団体連合会との会合などを通じて意見交換し取り組んでまいります。</p>

ページ	章	意見の概要	意見	第4期愛知県障害福祉計画に向けた方向性
		<p>心身の機能の障害があることを示す証明書（手帳、医師の診断書、意見書、その他の専門職の意見書）があれば、ニーズアセスメントの窓口に立てるようにする必要があります。</p> <p>難病対策を担う健康対策課から情報収集し（難病団体連合会と健康対策課は会合を持っている）、難病団体連合会にもヒアリングしてはどうか。</p>		
72	6章	<p>県内のどこでも必要なサービスが受けられるようにしますと、基本的考え方にあるが、事業所が少ない市町村では、利用が難しいのが現状です。</p> <p>具体的な方策を示してください。</p>	<p>委員意見照会 (H26. 10)</p>	<p>障害保健福祉圏域会議において、サービス利用実績や基盤整備について、地域特性や今後の方策などを検討し、市町村と協働して整備を進めてまいります。</p>
72	6章	<p>東三河北部圏域においては、課題があるのではないかと。</p>	<p>第1回愛知県障害者自立支援協議会 (H26. 10. 9)</p>	<p>他の圏域を利用している場合もあるが、相談支援体制の充実をはかり、地域活動支援センターもそれぞれの市町村で整備するなど、提供体制は整備されてきています。</p> <p>今後も各障害保健福祉圏域会議において検討を行い、課題があれば、各圏域アドバイザーを通じて把握し、県自立支援協議会で協議してまいります。</p>

ページ	章	意見の概要	意見	第4期愛知県障害福祉計画に向けた方向性
72	6章	圏域におけるサービスの差	第1回愛知県障害者施策審議会 (H26.7.31)	毎年度のサービス実績等の状況を各福祉相談センターを通じて、各自治体に提供し、サービス提供体制について、各自治体や各障害保健福祉圏域会議において検討し、今後もその推進を進める。 各圏域のアドバイザーを通して、広域的調整を図っていく。
100 101 102	7章	サービス管理責任者研修は、障害の特性を理解するとともに、障害の権利擁護も重要な研修項目としてください。 正規職員、パート・アルバイト職員を含め実際の支援者に事例検討を含めた研修を義務づけることをお願いします。 強度行動援護障害研修も毎年必須でお願いし、研修業者の指定については、内容の質を精査し、質の確保をお願いします。	委員意見照会 (H26.10)	サービス管理責任者等は、ケアマネジメントプロセス全般に権利擁護、虐待防止を図っていくなど重要な役割がありますので、引き続き質の向上を図るとともに、研修定員の確保にも努めます。 強度行動障害支援者養成研修を、研修事業者を指定するなどして、人材の養成を図ります。
100	7章	サービス管理責任者等研修を有料化するなどの検討をしてはどうか？ その予算を、他の権利擁護の研修等にまわしてはどうか？	第2回WG (H26.9.26)	今後の検討課題とします。

ページ	章	意見の概要	意見	第4期愛知県障害福祉計画に向けた方向性
100 102	7章	就労についての劣悪な環境の対策等	第1回愛知県障害者施策審議会 (H26.7.31)	指定時における指導と、実地指導監査を行っている。 障害者虐待防止法に基づく対応（労働局）等 サービス管理責任者研修や事業者への説明会を通じて質の確保や、責任者の養成に努める。
101	7章	行動援護を行う事業者が少なく、増加が望める具体的な方策をお願いします。	委員意見照会 (H26.10)	訪問系サービス従業者養成研修の研修事業者を指定し、人材の養成につとめます。 また、強度行動障害者へ適切な支援が行えるよう、研修事業者を指定するなどして強度行動障害支援者養成研修を実施し、人材の養成を図ります。
100	7章	ヘルパーの不足、確保について	第1回愛知県障害者施策審議会 (H26.7.31)	講習会の実施、福祉人材無料職業紹介事業、就職総合フェア、定着に対する助言・指導等を県が設置する福祉人材センターで実施し、人材の確保に取り組む。
101 22	7章 4章	喀痰吸引のできる講座の推進について	第1回愛知県障害者施策審議会 (H26.7.31)	登録喀痰吸引等事業者の整備を推進する。
102	7章	障害のある人の権利擁護 もっと詳しくはないか？	第2回WG (H26.9.26)	虐待防止と合わせて、権利擁護の研修も実施しています。

ページ	章	意見の概要	意見	第4期愛知県障害福祉計画に向けた方向性
104	8章	成人になってから、診断された人たちの当事者の自助グループ活動ができるように、発達障害者支援センター事業として検討をお願いします。	委員意見照会 (H26. 10)	発達障害者センター運営事業の事業運営のなかで、今後の検討といたします。
104	8章	コミュニケーションに壁のある聴覚障害者が安心して相談できる体制を作って欲しい。	委員意見照会 (H26. 10)	意思疎通支援事業を広く周知するとともに、県は、専門性・広域性の視点からの地域生活支援事業を推進していきます。
104	8章	盲ろう者通訳・介助員派遣事業等、意思疎通支援事業の周知の必要性。	第1回愛知県障害者施策審議会 (H26. 7. 31)	県における実施と、市町村への働きかけ、周知について進めます。
104 107	8章	聞こえない人の場合、コミュニケーション障害がある。色々な施設、建物にいてもなかなか理解を得られず、相談できない現状。 盲ろう者への支援も必要。 意思疎通支援事業について、一般の事業所の方等にも、周知していただきたい。	第1回WG (H26. 7. 10)	障害者総合支援法が平成25年4月から施行され、意思疎通事業が強化されたことにより、市町村の必須事業となった。 広域的な対応や専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣については、県が実施することとなっており、盲ろう者への通訳・介助員派遣事業も政令市・中核市を除き、県で実施することとなっているため、引き続き第4期に向けても県の地域生活支援事業として推進していく。 また、政令市や中核市も参加している、市町村障害福祉主管課長会議の場においても盲ろう者への通訳・介助員派遣事業について、説明等をしている。 意思疎通支援者の養成事業の推進については、機会を捉えて、今後も市町村に推進を働きかけていく。 意思疎通支援事業の、事業所を含む一般の方々への周知について、その必要性について、第4期障害福祉計画において記載し、市町村に対しても周知の必要性について働きかける。

ページ	章	意見の概要	意見	第4期愛知県障害福祉計画に向けた方向性
106	8章	障害者就業・生活支援センターの増加の検討をしてもらいたい。	第1回愛知県障害者自立支援協議会 (H26.10.9)	今後、センター数を増加させるのは難しいが、人口規模の大きな圏域について複数設置を検討していきます。 ハローワークと障害者就業・生活支援センターで連携をより強め、就業支援・定着支援に取り組んでまいります。
107	8章	盲ろう者通訳介助員派遣事業や、通訳派遣事業の交通費の上限をなくして欲しい。	第3回WG (H26.12.12)	専門性の高い意思疎通支援事業を今後も推進していきます。 交通費の上限は、今後、予算のことも踏まえながら、検討してまいります。
107	8章	計画の基本的考え方の中に、障害のある人が情報・コミュニケーションが保証される環境を作ります。	委員意見照会 (H26.10)	地域生活支援事業の意思疎通を行う者の養成・派遣などを通じて、取り組みを推進します。
107	8章	手話通訳者の健康を守る意味での頸腕予防の事業を盛り込んで欲しい。	委員意見照会 (H26.10)	今後、施策を推進するなかでの検討・相談事項としたい。
107	8章	手話通訳者の健康を守る意味での頸腕予防の事業を盛り込んで欲しい。	委員意見照会 (H26.10)	今後、施策を推進するなかでの検討・相談事項としたい。
108	8章	ピアサポートの活用について取り組みを進めて欲しい。	第3回WG (H26.12.12)	ピアサポートの活用を進められるよう、取り組んでいく。
108	8章	精神障害者地域生活支援広域調整等事業については、新しい項目で期待しますが、精神障害者地域精神保健福祉推進協議会については、1回ではなく、年2回は開催してほしい。	委員意見照会 (H26.10)	新規項目として、事業が推進できるよう、できることから、体制整備に努めていきます。

ページ	章	意見の概要	意見	第4期愛知県障害福祉計画に向けた方向性
107	8章	ピアサポーターの支援・研修会等は進めていかれるのか？	第1回愛知県障害者自立支援協議会 (H26.10.9)	今後の課題として、検討してまいります。
108	8章	アウトリーチ訪問支援事業は、地域で安心して暮らせる方向で進めて欲しい。 医療機関等が行うことであり、行うことはなかなか難しいが、1ではなく、せめて設置数2になるように、計画目標にしてほしい。(4とまではいわないが)	第3回WG (H26.12.12)	他職種による包括的な支援体制図るよう努め、計画目標数値について、2として、努力してまいりたい。
109	8章	研修の中に障害の理解を入れ、障害当事者または支援者が担当するようにして欲しい。 意思疎通支援事業の手話・要約筆記・盲ろう通訳・介助員の講習会の講師の数が足りない現状があるため、県で指導者養成講座を開いて欲しい。	委員意見照会 (H26.10)	障害の特性について理解を進め、質の向上に取り組んでいきます。 今後、施策を推進するなかでの検討・相談事項としたい。
110	8章	視覚障害者に対して、障害福祉サービス以外での、支援をどのようにされるのか、お聞かせください。 例えば、名古屋市盲人情報文化センターなどが、各市などにあるとよい。	第3回WG (H26.12.12)	豊橋市に設置している「明生会館」について、視覚障害のある人に対する情報・コミュニケーション支援事業等を実施し、視覚障害のある人の支援を進めていきます。
110	8章	情報提供施設について	第1回愛知県障害者施策審議会 (H26.7.31)	地域生活支援事業として記載する。